

郡山市公共施設利用者登録をされた方へ

中央公民館・勤労青少年ホーム・公会堂の利用について



利用者登録が完了したので、今後は実際に施設を予約して利用いただくこととなりますが、公共施設を利用するには、いろいろなルールがあります。
みんなでルールを守って、きちんと利用しましょう。

1 利用できる施設を確認しましょう。

- ❖利用者登録済証には、利用できる施設の一覧が記載されています。
まずは、利用したい施設が記載されているかを確認してみましょう。
記載されている公民館の分館・分室も利用できます。
例：中央公民館堤下分室は記載されていませんが、中央公民館が記載されていれば利用できます。

2 施設を予約しましょう。

- ❖実際に利用したい日時と施設（会場や部屋）が決まったら、その施設を予約する必要があります。
予約には「仮予約」と「本予約」があり、内容は以下のとおりです。
 - ・仮予約：中央公民館窓口・電話・インターネットで申請できます。
利用予定の施設を仮におさえておく状態です。
この時点では利用料等はいただきませんが、このままでは御利用できません。
 - ・本予約：中央公民館窓口で利用日当日までに利用料等をお支払いいただき、利用許可証を交付して、正式に御利用できるようになります。
利用料等については施設によって異なりますが、全て利用前にお支払いいただく「前納」です。
- ❖中央公民館管轄施設は使用日の6ヶ月前の同日から仮予約することができます。
※例：12月10日を予約できるのは、6月10日です。
- ❖多目的ホールと公会堂は、7ヶ月前の月の10日～25日に中央公民館窓内において予約抽選の申し込みをすることができます。
※例：5月の利用希望の場合は、7ヶ月前の前年10月10日～25日に抽選申込をしてください。
- ❖備品を使用する場合は、別途御相談ください。
備品：マイク・マイクスタンド・プロジェクター・スクリーン・展示パネル など

裏面も
あるよ



3 予約する際は注意しましょう。

- ❖ 利用者登録の際にお渡しした「利用者登録証」と「利用者登録カード」は大切に保管してください。
- ❖ 予約する場合は利用者ID（利用者番号）と利用者名を正確に伝えてください。
他の利用者と登録名が似ていることや、利用者内での俗称が他の利用者の登録名ということがあります。
- ❖ 仮予約・本予約ともにキャンセルする場合は、早めにご連絡ください。
- ❖ 利用料等を支払って本予約した後に諸事情によってキャンセルをする場合、キャンセルの理由及びキャンセルした日から使用日までの日数によっては使用料等を返還できません。
- ❖ 冷暖房料は使用料とは別途にかかります。本予約の際に使用の有無を申し出てください。

4 実際の利用について

- ❖ 中央公民館窓口で施設の「鍵」（多目的ホール・公会堂は職員が鍵を開けます）と「使用報告書」をお渡しします。前日までに本予約が済んでいたとしても、必ず一度窓口にお越しください。
- ❖ 窓口でお渡しした備品は窓口に返却してください。その他の備品については職員にご確認ください。

5 登録事項が変更になったら届け出ましょう。

- ❖ 代表者や連絡者など、利用登録済証に記載されている内容に変更があった場合は、その変更事項が確認できる書類（代表者変更→役員改選資料など）を添付して、速やかに変更届を提出してください。

6 活動内容等によっては、申請をすることにより使用料等が免除になる場合があります。

- ❖ まずは、中央公民館窓口へご相談・お問い合わせください。

7 ご相談・お問い合わせ先

- ❖ 郡山市立中央公民館 電話：024-934-1212
中央公民館以外の公民館が管轄する施設については、各公民館へお問い合わせください。



みんなで気持ちよく使用できるよう
ご協力をお願いします。

